



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

17	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
18	〃	(〃).....	1
19	生活保護法による医療機関の指定	(〃).....	2
20	生活保護法による施術機関の指定	(〃).....	2
21	生活保護法による指定医療機関の変更	(〃).....	2
22	〃	(〃).....	2
23	診療所の申出の撤回	(医務課).....	3
24	救急病院の病院の認定	(〃).....	3
25	〃	(〃).....	3
26	〃	(〃).....	3
27	〃	(〃).....	3
28	救急診療所の診療所の認定	(〃).....	4
29	紀中地域森林計画の樹立	(林業振興課).....	4
30	紀北地域森林計画の変更	(〃).....	4
31	紀南地域森林計画の変更	(〃).....	4

○ 公告

和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森の指定管理者の指定	(森林整備課).....	4
護摩壇山森林公園の指定管理者の指定	(〃).....	5
都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	5

告 示

和歌山県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田医 148-18	みなと眼科	田辺市湊997	平成 22.10.31

和歌山県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
那薬 33-10	エイ・ディー薬局東国分店	紀の川市東国分407の5	平成 22. 11. 20

和歌山県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
有市訪 4-22	有田市	有田市箕島50番地	有田市立病院訪問看護 ステーション	有田市宮崎町6番地	平成 22. 10. 1

和歌山県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年月日
紀あ 2-22	保田佳弘	保田鍼灸マッサージ院	紀の川市名手西野67-1	平成 22. 11. 30

和歌山県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例による場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	変更事項（主たる事務所の所在地）		指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	変 更 年月日
		旧	新			
日訪 6-17	社会福祉法人田 辺市社会福祉協 議会	田辺市湊1619番地の 8	田辺市高雄一丁目23 番1号	田辺市社会福祉 協議会龍神訪問 看護事業所	田辺市龍神村柳 瀬1134番地	平成 22. 11. 8

和歌山県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	変更事項 (所在地)		変 更 年 月 日
		旧	新	
田 歯 50-19	まさご歯科口腔外科クリニッ ク	田辺市南新町111番地	田辺市南新町215番地	平成 22. 11. 13

和歌山県告示第23号

次の診療所について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 みのりクリニック
- 2 所在地 有田郡有田川町吉原908番地
- 3 失効日 平成23年1月1日

和歌山県告示第24号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 橋本市民病院
- 2 所在地 橋本市小峰台二丁目8番地の1
- 3 有効期限 平成25年12月23日

和歌山県告示第25号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 石本病院
- 2 所在地 海南市船尾365番地
- 3 有効期限 平成26年1月31日

和歌山県告示第26号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 海南市民病院
- 2 所在地 海南市日方1272番地3
- 3 有効期限 平成26年1月31日

和歌山県告示第27号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 国保野上厚生総合病院
- 2 所在地 海草郡紀美野町小畑198
- 3 有効期限 平成26年1月31日

和歌山県告示第28号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 辻整形外科
- 2 所在地 海南市築地一番地の50
- 3 有効期限 平成26年1月31日

和歌山県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき紀中地域森林計画をたてたので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局地域振興部林務課及び日高振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき紀北地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局地域振興部林務課、那賀振興局地域振興部林務課及び伊都振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局地域振興部林務課及び東牟婁振興局地域振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公 告

公 告

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例（昭和54年和歌山県条例第9号）第8条及び根来山げん

きの森設置及び管理条例（平成14年和歌山県条例第24号）第6条の規定により、和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部
和歌山県和歌山市楠右衛門小路1番地
- 2 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

公 告

護摩壇山森林公園設置及び管理条例（平成5年和歌山県条例第10号）第6条の規定により、護摩壇山森林公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 田辺市
和歌山県田辺市新屋敷町1番地
- 2 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成23年1月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画公園（6・5・1号 三四六総合運動公園）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県田辺市元町字三四六、瀬ノ谷、淀ヶ峰、東松原
明洋一丁目
明洋二丁目
上の山一丁目
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
田辺市建設部計画課
- 4 縦覧期間
平成23年1月12日から同年1月26日まで